

3. いろいろな働きかた

(1) 労働契約と請負・委託契約の違い

働くといってもいろいろな働きかたがあります。これまで述べてきたことは、会社に雇われて賃金をもらって働くときが中心でした。このように、会社に雇われて社員として働くときの約束を労働契約といいます。

しかし、「雇われて働く」以外の働きかたもあります。たとえば、自営で仕事をする人が、会社と契約を結んで働く場合に結ぶのは労働契約ではありません。自営の場合は、仕事を出す人（発注者）と仕事を請ける人（受注者）との約束となり、請負契約や委託契約になります。こうした契約では、労働基準法などの労働法によるさまざまな保護を受けることができません。

(2) 正社員と非正規雇用労働者の違い

雇われて働く場合でも、1日に働く時間などに、さまざまな違いがあります。常勤（フルタイム）で期間を定めずに働く働きかた（正規雇用）をする人は、正社員といわれます。一方、それ以外の働きかたをする人を非正規雇用労働者といい、アルバイト・パート、契約社員、派遣社員などさまざまな働きかたがあります。

一般的に非正規雇用労働者は、正社員と比べて低い労働条件であったり、社会保険に未加入だったり、簡単に解雇されたりするなど、不安定な状態に置かれている場合が多いです。

(3) 直接雇用と間接雇用の違い

普通、会社に雇われるとその会社の上司の指示で働きます。これを直接雇用といいます。しかし、人材派遣会社や業務請負会社などで雇われた場合、他の会社に行って働くこととなります。このように、実際に働く会社と労働者の間に、人材派遣会社などの第三者が入る場合を間接雇用といいます。雇われている人材派遣会社などの都合だけでなく、実際にあなたが働いている会社（派遣先など）の都合で解雇されそうになったときにも、労働相談情報センター（裏表紙）へ相談しましょう。

